

事例番号:380115

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第四部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 39 週 5 日

4:25 陣痛増強し分娩のため入院

4) 分娩経過

妊娠 39 週 5 日

10:18- 胎児心拍数陣痛図で繰り返す軽度変動一過性徐脈を認める

10:25- 胎児心拍数陣痛図で子宮頻収縮、繰り返す軽度および高度遅発一過性徐脈を認める

12:10 子宮底圧迫法実施

12:19- 胎児心拍数陣痛図で基線細変動消失、70-100 拍/分の心拍数低下を認める

12:34 経膈分娩

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:39 週 5 日

(2) 出生時体重:3100g 台

(3) 臍帯動脈血ガス分析:実施なし

(4) Apgar スコア:生後 1 分 2 点、生後 5 分 3 点

(5) 新生児蘇生:人工呼吸(バック・マスク)、気管挿管

(6) 診断等：

出生当日 重症新生児仮死

(7) 頭部画像所見：

生後 6 日 頭部 MRI で低酸素性虚血性脳症の所見

6) 診療体制等に関する情報

(1) 施設区分：助産所

(2) 関わった医療スタッフの数

看護スタッフ：助産師 3 名、助産学生 1 名

2. 脳性麻痺発症の原因

- (1) 脳性麻痺発症の原因は、分娩経過中に生じた胎児低酸素・酸血症により低酸素性虚血性脳症を発症したことであると考ええる。
- (2) 胎児低酸素・酸血症の原因は、子宮頻収縮による子宮胎盤循環不全および臍帯圧迫による臍帯血流障害の両方の可能性がある。
- (3) 胎児は、妊娠 39 週 5 日の分娩第 2 期前半に低酸素の状態となり、その状態が出生まで進行して低酸素・酸血症に至ったと考える。

3. 臨床経過に関する医学的評価 (2020 年 4 月改定の表現を使用)

1) 妊娠経過

妊娠中の管理(嘱託医療機関の連携含め)は一般的である。

2) 分娩経過

- (1) 妊娠 39 週 4 日 0 時 00 分妊産婦からの電話連絡への対応(妊娠 39 週 3 日 23 時から 5-8 分間欠との訴えに対し、入浴して 5 分以下になったら電話連絡するよう説明)、および分娩経過中の分娩監視方法(3 回帰宅とし、その間約 4 時間半から約 8 時間、胎児心拍数の確認を行わなかったこと)は、いずれも一般的ではない。
- (2) 妊娠 39 週 4 日 9 時 00 分受診時の対応(バイタルサイン測定、内診、分娩監視装置装着)は一般的である。
- (3) 妊娠 39 週 5 日 10 時 15 分に子宮口全開大を認め、分娩第 1 期 35 時間 15 分であり、また、10 時 18 分以降繰り返す軽度変動一過性徐脈、10 時 25 分以降、

繰り返す軽度および高度遅発一過性徐脈を認める状況で、医師への報告、母体搬送せず経過観察したことは基準を満たしていない。

- (4) 子宮底圧迫法の適応の記載がないことは一般的ではない。
- (5) 子宮底圧迫法を実施したことは一般的ではない。
- (6) 妊娠 39 週 5 日 12 時 19 分以降、胎児心拍数波形レベル 5 と判断される状況で 12 時 30 分に分娩監視装置を外すと判断したことは基準を満たしていない。

3) 新生児経過

- (1) 新生児蘇生(バッグ・マスクによる人工呼吸)を生後 2 分に開始したことは一般的ではない。
- (2) 生後 11 分に新生児仮死のため A 医療機関 NICU へ搬送を依頼したことは一般的である。

4. 今後の産科医療の質の向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

- (1) 「助産業務ガイドライン 2024」に則して胎児心拍数波形の評価を行い母体搬送する必要がある。
- (2) 胎児心拍数陣痛図の判読と対応について「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2026」に則して習熟することが勧められる。
- (3) 新生児蘇生法について、日本周産期・新生児医学会が主催する「新生児蘇生法講習会」を受講し、定期的に知識や技術の更新を図ることが勧められる。
- (4) 血液ガス分析装置がない場合でも、臍帯動脈血を採取し、搬送先 NICU に測定を依頼することが望まれる。

【解説】本事例は血液ガス分析装置がないため臍帯動脈ガス分析を実施されなかった。「助産業務ガイドライン 2024」では、新生児仮死での搬送までの対応の例として、血液ガス分析装置を保有していない施設では、臍帯血を採取し氷温保存し、搬送先の医療機関で測定を依頼すると記載されている。

- (5) 胎盤の保存と搬送先 NICU への持参が望まれる。

【解説】「助産業務ガイドライン 2024」では、新生児仮死での搬送までの対応の例として、胎盤の保存と搬送先への持参が望ましいと記

載されている。胎盤病理組織学検査は、子宮内感染や胎盤の異常が疑われる場合、また重症の新生児仮死が認められた場合には、その原因の解明に寄与する可能性がある。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

分娩監視装置等の医療機器については時刻合わせを定期的に行うことが望まれる。

【解説】本事例では、実際に分娩監視装置を装着されたとする時刻と胎児心拍数陣痛図の印字時刻にずれがあった。徐脈の出現時刻等を確認するため、分娩監視装置等の医療機器の時刻合わせは重要である。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

なし。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。